

令和4年11月29日

第30回総会議事録

長岡市農業委員会

第 30 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 11 月 29 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 44 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 45 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 46 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 49 号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第 50 号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第 3 報告第 9 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (23 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、農林整備課管理係長 河合 正人、
主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、主事 本望 郁枝

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、稲波会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 30 回総会を開催いたします。

質問される方は、手を挙げて挙手しながら名前を名のってください。

今日の出席予定委員のうち、欠席届は議席番号 10 番、千野俊輔委員から提出されております。

長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任について、議長において議席番号 11番、安達隆幸委員、12番、本田栄一委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第44号 農地法第3条の許可申請について
議長 日程第 2、これより審議に入ります。
議案第44号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。
なお、5番、6番は吉川勇委員の関係する案件でありますので、まずこの2件を除いて事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の3から6ページをご覧ください。
今月の3条許可申請は20件でございます。
1から4番、7から13番は売買による所有権移転、14から20番は贈与による所有権移転であります。
以上について、担当委員による現地調査の結果はいずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第44号 農地法第3条の許可申請について、5番、6番を除き許可することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
続いて、5番、6番について審議します。この案件は、吉川勇委員の関係する案件であります。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を求めます。
(吉川委員 退席)
議長 農地法第3条の許可申請5番、6番について事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。

5番、6番は売買による所有権移転であります。

本事案は、吉川委員本人への売買であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。また、担当委員による現地調査の結果は問題なしということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第44号 農地法第3条の許可申請について、5番、6番を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員 着席)

議長 吉川委員にお伝えします。

5番、6番について原案のとおり許可することと決定いたしました。

議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域3件、栃尾地域1件の4件でございます。

1番、下塩の畑について、農産加工品製造販売、食堂外附属施設敷地として5条許可を受けていた案件ですが、このたび当初の地目である畑に変更するものです。

2から4番は関連した案件ですので、まとめて説明いたします。2番、片田町、3番、十日町、4番、村松町の田について、議案資料17ページに経過説明を掲載しております。2番は砂利採取関連施設用地(排水路)、

3番、4番は砂利採取関連施設用地（道路）として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和5年10月17日まで期間を延長するものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第45号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第46号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第46号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、小国地域2件の3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において11月17日までに現地確認を実施しております。

1番、小国町桐沢の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、高頭町の田について、庭及び農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請

地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、小国町原の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。議案資料20、21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小国町原地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第46号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第47号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第47号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、寺泊地域1件の3件でございます。

1番、高畑町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年6月30日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調

整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、浦瀬町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年5月20日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に浦瀬小学校と山本保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番、寺泊引岡の田について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年7月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第47号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、農用地利用集積計画の所有権移転4番、5番は吉川勇委員の関係する案件でありますので、この2件を除いて事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、1番から3番と6番から8番まで、合計6件の申出について、いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次の利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の18ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で8件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が6件、賃借権移転が2件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは2件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは2件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計18件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転4番、

5番を除き原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、所有権移転4番、5番について審議します。この件は、吉川勇委員に関係する案件であります。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を求めます。

(吉川委員 退席)

議長 農用地利用集積計画の所有権移転4番、5番について事務局の説明を求めます。

中村係長 それでは、議案書の16ページ、4番から5番の農業委員の吉川委員が譲受人になられた農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転についてご説明申し上げます。

いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

当該案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転4番、5番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員 着席)

議長 吉川委員にお伝えします。

所有権移転4番、5番について原案のとおり決定いたしました。

議案第49号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第49号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは5件の申出があり、内容については賃借権の移転が4件、使用貸借権の移転が1件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第49号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第50号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第50号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

長岡市農林整備課の説明を求めます。

河合係長

長岡市農林整備課の河合です。今日は貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

説明の前に、議案第50号、別表という冊子があると思いますが、最終ページの14ページに修正箇所があります。14ページの表の中の11番、越路地域、町名で越路中央になっているのですが、越路中沢になります。

もう一点ですが、下のほうで変更内訳、(2)、農用地区域からの除外になっているのですが、農用地区域からの除外に変更いただきたいと思えます。申し訳ありません。

説明に入らせてもらいます。今回の変更は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法と申しますが、それに基づき、令和元年から3年間にわたり基礎調査を行い、4年目の本年度、農振農用地区域として今後10年間優良農地として保全する区域を総合的に見直すものです。

編入については、今後土地改良事業等対象見込み地の農地です。

除外については、過去に圃場整備やかんがい排水事業等の補助事業を実施していない、補助事業の受益地としていない土地で、農地の集団性、広がり10ヘクタール以下となった農地や長期間耕作していなかったために農地が山林原野化してしまい、農地として耕作する、または農地に戻すことが困難になった土地で、農用地として定めている土地にもかかわらず要件に該当しなくなった農地を今回農用地区域から除外します。

それでは、すみません、議案第50号の別表をご覧いただきたいと思えます。今回変更する計画の総括表でございますが、1ページ、1番、重要変更の(1)、農用地区域への編入、①、法第10条第3項第2号該当、土地改良等対象地見込みということで表を列挙させていただいております。今回の編入は、今後土地改良事業を行う地域、長岡地域2か所、寺泊地域2か所、川口地域1か所、合計5か所、約21ヘクタールであります。

次に、2ページ、(2)、農用地区域からの除外、①、法第10条第3項各号非該当、小集団による非農地ということで列挙させていただいております。これは、農地の集団性、広がり10ヘクタール以下となった農地を今回農振農用地から除外するものです。長岡地域で6か所、中之島地域で1か所、三島地域で8か所、栃尾地域で3か所、川口地域で2か所、計20か所、約5ヘクタールであります。

次に、3ページ、同じく農用地区域からの除外、②、法第10条第3項

各号非該当、非農地（山林・原野）ということで列挙させていただいております。これは、山間部や車両が入れないなどの理由で長期間耕作しなかったために農地が山林原野化してしまい、農地として耕作する、または農地に戻すことが困難になった土地を今回農振農用地区域から除外するものです。長岡地域で6か所、三島地域で7か所、栃尾地域で144か所、与板で1か所、計158か所、約179ヘクタールであります。

次に、9ページ、同じく農用地区域からの除外、③、法第10条第3項各号非該当、農業委員会による非農地判定ということで列挙させていただいております。これも先ほどの非農地（山林・原野）同様に、山間部や車両が入れないなどの理由で長期間耕作しなかったために農地が山林原野化してしまい、農地として耕作する、または農地に戻すことが困難になった土地を今回農振農用地から除外するものですが、農地を守る立場、管理者の農業委員会から非農地判定を出してもらうことで、新潟県との協議が簡略化され、進めやすくなります。実際に農業委員会から非農地判定を出していただいた箇所については、土地改良事業等の補助事業の受益地になっていない箇所は全て除外協議が調う方向で進んでおり、長岡地域で9か所、三島地域で4か所、寺泊地域で1か所、栃尾地域で91か所、与板地域で1か所、川口地域で3か所、計109か所、約48ヘクタールであります。

次に、13ページ、同じく農用地区域からの除外、④、法第10条第3項各号非該当、農振非農地済農地ということで列挙させていただいております。これは、農地の所有者から農業委員会に対して、長期間耕作しなかったために農地が山林原野化してしまい、農地として耕作する、または農地に戻すことが困難なため、農地を非農地とする手続を所有者がし、農業委員会が農地を非農地であることを証明した農地を今回農振農用地から除外するものです。長岡地域で6か所、三島地域で1か所、栃尾地域で18か所、与板地域で2か所、計27か所、約5ヘクタールであります。

最後に、14ページ、同じく農用地区域からの除外、⑤、法第10条第4項該当、公共的利用ということで列挙させていただいております。これは、道路事業や河川事業等の公共事業のために農用地とすることが適当な農地に含まれない土地となったものです。長岡地域で9か所、分かりやすいところでは長岡北スマートインターチェンジ整備、左岸バイパスからフェニックス大橋までの整備、そのほかに市道整備に伴うものがあ

ります。そのほかの地域では、中之島地域で1か所、越路地域で1か所、三島地域で1か所、和島地域で1か所、計13か所、約33ヘクタールとなり、除外の1から5まで全ての除外合計としては327件、約270ヘクタールの除外となります。

長岡市の農業振興地域面積は約8万794ヘクタール、そのうち農用地面積が約2万1,138ヘクタールです。今回の編入21ヘクタール、除外270ヘクタールを差し引くと、農用地面積が約2万899ヘクタールになる予定です。

現在、農業振興地域内で例えば農家住宅等を建設するときに手続が必要な個別除外申出を中止させていただいておりますが、この案件が新潟県の同意が得られ、順調に協議を進めることができれば、農振除外受付再開を令和5年6月に予定しております。

それでは、ご審議のほどお願いします。

議長

これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

ちょっといいですか。小国地域も大分荒れている土地があると思いますが、この審議にはどうして入っていないのですか。

河合係長

私どもも新潟県と事前に小国地域、越路地域の除外部分協議を内々で協議させてもらいましたが、小国、越路地域についてはほとんどが補助事業またはかん排事業の受益地になっておるので、除外が不可能な地域であったためです。

議長

山間地は、それも除外になるのですか。

河合係長

山間地であると、団体営という補助事業等がありまして、過去にその事業をやっていたために、小国地域もかなりのリストを挙げさせてもらったのですが、全てが何かしらの補助事業の対象になっておりました。

議長

小国の方、そういうことだそうですので、よろしくお願いします。

ほかにご意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第50号 農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

日程第 3 報告第 9 号 農地法の届出通知等について

議長 日程第 3、報告第 9 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 3 件を 24 ページに、5 条の届出について 23 件を 25 から 28 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 11 件を 29、30 ページに、18 条の合意解約について 3 件を 31 ページに、利用権の解約について 51 件を 32 から 40 ページに、中間管理権の解約について 6 件を 41 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第 30 回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時 39 分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年11月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	安達隆幸	委員	計		24	人	本田栄一	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	安達隆幸	委員																		
計		24	人	本田栄一	委員																		